

令和7年4月5日

ふるさと協議会会長
町会・自治会・区長 各位

柏市長 太田和美

民生委員・児童委員の斉改選に向けた御協力に
ついて（お願い）

日頃から市政の各般にわたりまして格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、柏市では令和7年12月1日の民生委員・児童委員（以下「民生委員」）斉改選の準備を進めております。

つきましては、民生委員候補者の推薦について、下記のとおり御協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 民生委員の推薦と任期について

民生委員は地域の身近な相談役、関係機関とのつなぎ役として活動しており、各町会、自治会、区から候補者を御推薦いただき、柏市の推薦会等を経て厚生労働大臣が委嘱しています。

また、民生委員の内、児童福祉を専門に担当する主任児童委員については、各ふるさと協議会から候補者を御推薦いただいております。

任期は3年で、現在の民生委員は令和7年11月30日で任期満了となります。

2 民生委員の役割と選任基準（年齢要件）

別紙「民生委員児童委員選任基準（概要）」を御覧ください。

裏面につづく

3 推薦依頼の時期について

民生委員の推薦書類は、5月頃にお送りする予定です。

No.	時期（予定）	予定している事務
1	5月頃	推薦依頼（各ふるさと協議会・町会・自治会・区の会長に依頼文と推薦書類をお送りします）
2	7月末頃	推薦書類の提出期限（福祉政策課宛て）
3	12月1日	委嘱日（任期開始）

4 民生委員募集チラシについて

民生委員活動を皆様に知っていただき、なり手を探すための取組みとして、別紙のチラシ「民生委員をやってみませんか」を作成しています。

御希望の部数をお送りしますので、福祉政策課までお知らせください。

5 問い合わせ

柏市 福祉部 福祉政策課 担当 石田 倉知

電話：(04) 7167-1131

メール：fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp

主任児童委員について

1 主任児童委員とは

主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当する民生委員児童委員です。地域の身近な相談役として、子育てのことや仲間づくり、いじめや不登校、児童虐待など、悩みを抱える親子を見守り、専門機関へつなげる活動をしています。

主任児童委員は、担当する地域の民生委員・児童委員と協力しながら、市や児童相談所、学校、教育委員会、保育園などと連携して児童福祉の充実に努めています。

2 主な役割・活動内容

- (1) 地域の子どもと子育て家庭をめぐる課題の把握
- (2) 子どもやその保護者、妊産婦、ひとり親家庭の相談支援
- (3) 子どもや子育て家庭を支援する地域活動の実施
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 子どもや子育てをめぐる課題の改善に向けた意見具申
- (6) 要支援児の発見時における適切な関係機関への連絡通報

3 活動の例

- (1) 地域の子育てサロンへの参加
- (2) 子育て支援講座の開催
- (3) 青少年健全育成推進協議会への協力
- (4) 各学校における思春期保健教育への協力
- (5) 世代間交流事業への協力
- (6) 定例会及び研修会への参加

各地区定例会 月1回
主任児童委員連絡会 年数回

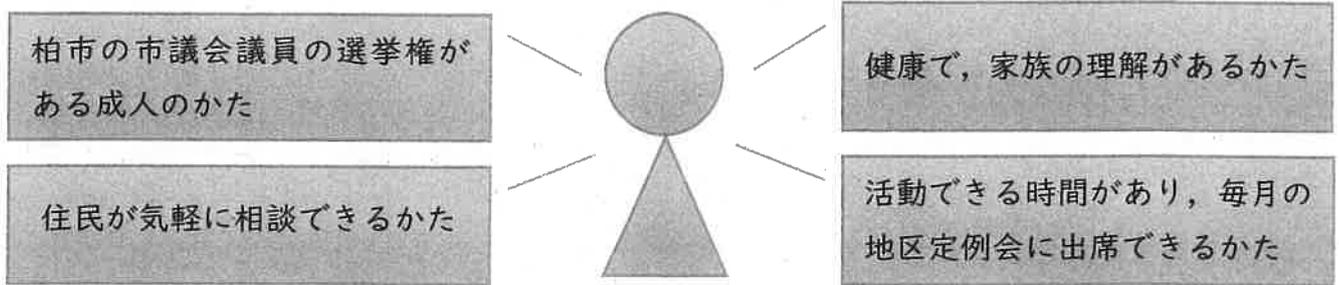


問い合わせ
柏市 福祉部 福祉政策課
電話 (04) 7167-1131

民生委員・児童委員選任基準（概要）

1 民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の適格要件

- (1) 社会奉仕の精神に富み、生活経験が豊かで、常識や情理をわきまえたかた。
- (2) 柏市の市議会議員の選挙権をもち、その地域に原則2年以上生活し、地域の実情に明るく、住民が気軽に相談に行けるかた。
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、その知識と技術をもち、実行力のあるかた。
- (4) 児童及び母子・父子の福祉に関心があり、児童の心理を理解し、児童から親しみをもたれ、的確な指導ができるかた。
- (5) 健康にすぐれ、家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員の活動に時間をさくことができ、各地区の定例会に出席できるかた。
- (6) 公正で中立な判断、行動のできるかた。



2 年齢要件

委嘱日（一斉改選：令和7年12月1日）現在で次の年齢に該当するかた。

民生委員児童委員

新任の場合 **75歳未満**

元職・再任の場合 **78歳未満**

主任児童委員

新任・元職の場合 **62歳未満**

再任の場合 **65歳未満**

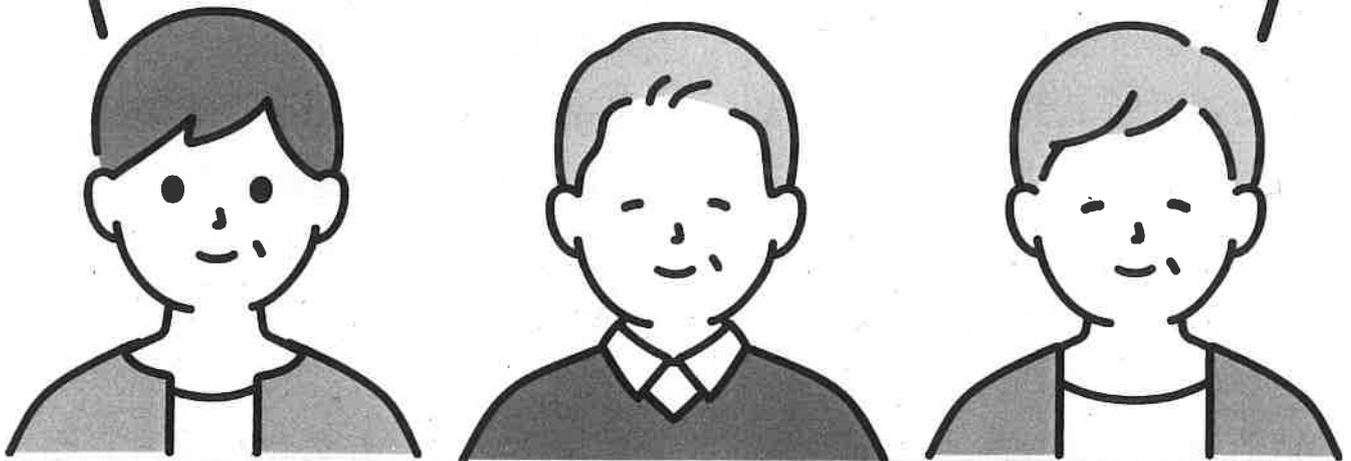
問い合わせ
 柏市 福祉部 福祉政策課
 電話 (04) 7167-1131
 メール fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp

柏市 民生委員
 584人(定数)
 民生委員・児童委員の中から
 主任児童委員
 45人(定数)
 R7.3

民生委員を やってみませんか

地域の友人や知り合いが増えました
感謝されることが嬉しい
福祉に詳しくなりました

日々が充実していて
やりがいを感じています



【民生委員制度の問い合わせ】

柏市役所 福祉政策課 電話 (04)7167-1131

民生委員とは

- ・地域住民の相談に応じ、関係機関につなげます。
- ・高齢者への声かけ訪問を行い、ゆるやかに見守ります。
- ・地域での孤立を防ぐため、子育てサロンや交流の場への参加をうながします。
- ・月1回地区の民生委員が集まって情報交換や研修を行います。



Q&A

Q1:相談を解決できる自信がありません。

A1:民生委員の役割は問題解決ではなく、困っている人と相談機関との「つなぎ役」です。またご近所トラブルには介入しません。

Q2:民生委員をやったことがないから心配です。

A2:経験豊富な民生委員の先輩がサポートしてくれるので安心です。全体の約3割の方が新任者です。



Q3:誰でもなれますか？

A3:柏市の民生委員になれるのは柏市に住民票がある18歳以上75歳未満の方で個人の秘密が守れる方です。

Q4:報酬はありますか？

A4:ボランティアなので報酬はありませんが、活動にかかる実費弁償分として年間約10万円を支給しています。

Q5:民生委員になるにはどうしたらいいですか？

A5:民生委員は町会・自治会の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱されます。まずは町会・自治会に御連絡ください。



Dさん

民 生委員・児童委員は、同じ地域の一員として近くにいるという安心感を与えられると思います。「あなたがいるから安心して暮らせている」と頼りにされたことにやりがいを感じました。あたたかい地域のために欠かせない存在が民生委員・児童委員です。

地

域の方と顔見知りになり、さまざまな素敵な生き方に触れたことで見聞が広がり、自分自身の人生を豊かにする学びが得られました。また、子どもたちが立派に成長して声をかけてくれたときは、なつかしさと嬉しさでいっぱいになりました。



Aさん



みになつて
みませんか？

民生委員 児童委員

あなたも

地域を“見守る”
“つながり”をつくる



Bさん

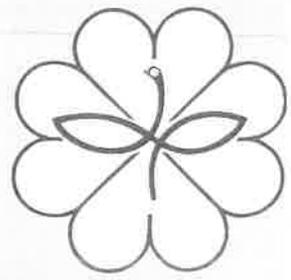
い つでも頼りにしてもらえると嬉しく、やりがいを感じます。いろいろなことがありましたが、たくさんの笑顔に出会えました。「ありがとう」という感謝の言葉が、民生委員・児童委員になった喜びであり続けられる理由です。

民

生委員・児童委員について何もわからず、PTAの延長線上にある活動なのかと疑問が残るなか引き受けました。しかし、民生委員・児童委員の活動は多くの仲間で行き届く地域福祉活動であり、同じ目的の仲間に出会えたことは、かけがえのない財産となっています。



Cさん



あなたも

「民生委員・児童委員」

になってみませんか？



「民生委員・児童委員」は、地域で生活する誰もが安心して生活できるよう、暮らしを見守るボランティアです。ご自身の地域を支えたい気持ちをぜひ活かしてみませんか？



民生委員・児童委員

※任期は初版当時



愛媛県東温市川内地区民児協
山崎 久美子（1期目）

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談援助や見守り活動を行っています。住民が住み慣れた地域でその人らしく生活することを支える役割です。

住民から、「ありがとう」の声をいただくことが多く、多くの委員にとって、活動のエネルギーになっています。

民生委員・児童委員活動は、一人で行うものではありません。各地域には「民児協」と呼ばれる組織があり、そのなかで民生委員・児童委員の仲間と支え合いながら活動を行います。

ともに活動する仲間は、民生委員・児童委員活動中も、活動を終えてからも一生涯の財産となります。



北九州市小倉南区若園地区民児協
岩本 昭憲（3期目）

仲間とともに
楽しく助け合う
活動です



福井県南越前町民児協
今村 ゆみ子（9期目）

全国の
♡ 心 つながる仲間が
私の宝です。

全国では23万人を超える民生委員・児童委員が活動しています。それぞれの地域ごとに課題が違いため、全国各地で多様な活動が行われています。全国の民生委員・児童委員が集まる研修会に参加したり、他の地域の民児協に視察研修に行き、情報交換を行うことで、新しい発見がたくさん生まれます。

全国各地に同じ志を持つ仲間がたくさんできます。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は
どのような活動をするの
ですか？

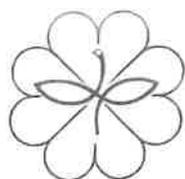
- 民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された**地域福祉を担うボランティア**です。非常勤の地方公務員として位置づけられています。
- 民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。
- 民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もいます。学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。
- 民生委員・児童委員は無報酬です。ただし、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支弁されます。

民生委員・児童委員は
どのような人がなるの
ですか？

- 民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」であり、専門職ではありません。資格や専門知識は不要です。ただし、住民の個別の相談に応じるために、守秘義務が課せられています。
- 働きながらや子育てをしながら活動されている民生委員・児童委員も多くいます。
- 民生委員・児童委員は、市区町村ごとに定数が定められていて、全国で23万人余が委嘱されています。すべての民生委員・児童委員が、それぞれの地域において、民生委員児童委員協議会（民児協）に属し、自分1人ではなく、多くの仲間とともに協力しながら活動します。そのため、地域活動に慣れていなくても安心して活動できます。

民生委員・児童委員は
どのように選ばれるの
ですか？

- 民生委員・児童委員は、市町村ごとに設置される推薦会において、選任されます。任期は3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。
- 一斉改選時期以外にも、欠員が出た場合は、随時選任が行われます。
- 詳しい選任方法は、ご地元の行政へご確認ください。



民生委員・児童委員活動を紹介した動画は、[こちら](#) →

民生委員・児童委員について詳しく知りたい方は
「全民児連」HP をご参照ください

全民児連

検索

